

2026年7月

お客様各位

新潟県労働金庫

破産管財人等口座開設手数料新設のお知らせ

日頃より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2026年8月1日（土）より、下記のとおり破産管財人等口座開設手数料を新設することといたしました。

今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 破産管財人等口座開設手数料の概要

対 象	以下の名義で新規に口座開設する場合に対象となります。 <ul style="list-style-type: none">・破産管財人・相続財産清算人・相続財産管理人・不在者財産管理人・遺言執行者・遺産整理受任者 ※上記以外で財産の一時管理を目的とする口座も対象とします。
手数料金額	1口座につき 22,000円（税込）

2. 新設日

2026年8月1日（土）

以 上